

平成30年7月豪雨等災害被災鳥獣被害防止施設等整備対策実施要領の
制定について

〔 3 0 農 振 第 1 7 6 9 号
平 成 3 0 年 9 月 5 日
農 林 水 産 省 農 村 振 興 局 長 通 知 〕

この度、平成30年7月豪雨等災害被災鳥獣被害防止施設等整備対策実施要領を別紙のとおり定めたので、御了知の上、本対策の円滑な実施に御配慮願いたい。

(別紙)

平成30年 7 月豪雨等災害被災鳥獣被害防止施設等整備対策実施要領

第 1 趣旨

平成30年 5 月20日から 7 月10日にかけての台風第 5 号、第 6 号、第 7 号及び第 8 号並びに平成30年 7 月豪雨など梅雨前線等による一連の災害（以下「平成30年 7 月豪雨等災害」という。）により、被災地域において、鳥獣被害を防止するための施設等に大きな被害が発生しており、鳥獣による農林水産業等に係る被害の増加や営農再開に向けた農林漁業者の意欲の低下等を通じて、耕作放棄地の増加等をもたらし、これが更なる被害を招く悪循環が生じることが懸念されている。

これらの被災地域における鳥獣による農林水産業等に係る被害の増加を防ぎ、農林漁業者が安心して営農が再開できる営農環境とするため、被災した鳥獣被害を防止するための施設等の再整備を支援する必要がある。

このため、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（平成20年 3 月31日付け19生産第 9423号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）第 3 の 1 のただし書による緊急対策として、被災した鳥獣被害防止施設等（鳥獣被害防止総合対策交付金により整備されたものに限る。以下同じ。）の再整備を支援するため、平成30年 7 月豪雨等災害被災鳥獣被害防止施設等整備対策（以下「本対策」という。）を実施するものとする。

第 2 対策の内容等

1 対策の内容

本対策は、平成30年 7 月豪雨等災害の影響により被災した鳥獣被害防止施設等の再整備として行う要綱別表 1 の事業内容欄の整備事業の取組を支援するものとする。

2 事業の目標

被害防止計画に掲げる鳥獣による農林水産業等に係る被害の軽減に関する目標とする。

第 3 事業実施主体

本対策の事業実施主体は、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成20年 3 月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知。以下「要領」という。）別記 1 の第 1 の 3 に定める協議会等とし、協議会の要件及び事業実施主体の範囲については、要領別記 1 の第 1 の 4 及び 5 に定めるとおりとする。

第 4 事業の実施等

1 事業の対象となる地域

本対策の対象となる地域は、平成30年 7 月豪雨等災害により大きな被害を受け、その機能の一部又は全部が不全となっている鳥獣被害防止施設等が存在する地域とする。

2 採択要件

本対策の採択要件は、以下に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 要綱別表 1 に定める採択要件を満たすこと。
- (2) 平成30年 7 月豪雨等災害により被災した鳥獣被害防止施設等であること。

3 費用対効果分析

本対策の費用対効果分析は、鳥獣被害防止総合対策交付金における費用対効果分析の実施について（平成20年 3 月31日付け19生産第9426号農林水産省生産局長通知）に基づき、実施するものとする。

第5 交付率及び上限単価

交付率は、要綱別表 1 に定める整備事業に係る交付率とし、上限単価は、要領別記 1 の第 3 の 6 の（1）及び（2）に定めるとおりとする。ただし、地域の実情、地形条件、気象条件等やむを得ない事由により、上限単価を超える場合には、地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長をいう。以下同じ。）が整備等の内容に応じた必要最小限の範囲で上限単価を超えて助成すべきと認める場合又は都道府県知事が要綱別記 1 の第 1 の 4 に基づき地方農政局長と協議を行い、地方農政局長が定めた場合に限り、助成できるものとする。

第6 事業の実施手続等

1 事業の実施手続

- (1) 本対策の実施手続きについては、要綱別記 1 の第 1 並びに要領別記 1 の第 4 の 1、2、4 及び 5 を適用するものとする。
- (2) 本対策においては、都道府県知事は、要綱別記 1 の第 1 の 6 の都道府県計画の重要な変更手続を行うものとする。

なお、本対策の該当部分には、要領別記 1 の第 4 の 1 に関する別記様式第 6 号の別紙 2 の備考欄に「平成30年 7 月豪雨等災害」を記入するものとし、本要領の別紙様式により作成した平成30年 7 月豪雨等災害被災鳥獣被害防止施設等整備対策に係る被災証明（以下「被災証明」という。）を都道府県計画に添付するものとする。

2 事業の着工

本対策においては、平成30年 5 月20日以降に着工した第 2 に掲げる事業を補助対象とすることができる。事業の着工については、都道府県計画の重要な変更手続前にできるものとし、被災証明の備考欄に着工日を記入するものとする。また、事業実施主体は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすること、交付金額が交付申請予定額に達しない場合においても異議がないことを了知した上で行うものとする。

ただし、他の助成により事業を実施中又は既に終了しているものは本対策の交付の対象外とする。

3 留意事項

本対策の実施に当たっては、「被害防止総合対策交付金交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」（平成20年 3 月31日付け19生産第9425号農林水産省生産局長通知。以下「事務取扱」という。）を適用するものとする。

ただし、事業の着工に係る取扱いについては、第 6 の 2 によるものとし、事務取扱

第3の1の（5）の規定は適用しないものとする。

第7 事業実施状況の報告及び事業の評価等

本事業の実施状況の報告及び事業の評価については、要綱別記1の第5及び第6並びに要領別記1の第5及び第6を適用するものとする。

附 則

この通知は、平成30年9月5日から施行し、平成30年5月20日以降の事業実施主体が行う取組について適用する。

別添様式

平成30年7月豪雨等災害被災鳥獣被害防止施設等整備対策に係る被災証明

[illegible]

上記の鳥獣被害防止施設等が平成30年7月豪雨等災害により被害を受けたものであることを証明します。

平成
年
月
日

発行団体名:都道府県又は市町村

役職・代表者氏名 印

- 注： 1 事業実施主体が協議会の構成員の場合は、事業実施主体名の下段に参画協議会を（ ）書きで記載すること。
2 被害状況が分かる写真等を添付すること。
3 平成30年5月20日以降、本資料提出前に事業着工している場合は、備考欄に着工日を記入すること。